

物品販売申告書

年 月 日

大阪市立住吉区民センター

指定管理者 一般財団法人大阪市コミュニティ協会 理事長 様

(申請者) 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

大阪市立住吉区民センターにおける次の物品販売について、以下の注意事項を了承し、申告します。

行事名称		
利用日	年 月 日 ~ 年 月 日	
販売品名		
予定価格		
予定数量		
※枠内に入りきれない場合は、内容がわかる書類を添付してください。		
販売責任者	氏名	電話番号
申告期限	※利用日の1ヶ月前を過ぎると受付不可	

(注意事項) 以下の内容をご確認のうえ□にチェックいただき、全てに同意いただいたうえで申告書を提出してください。

- 販売品は催し物に関連するものに限ります。(販売自体が主目的となる利用は行いません。)
- 販売行為は大阪市や指定管理者が推奨するものではないことを踏まえ、販売に伴って発生するトラブルは申請者が責任を持って処理します。
- 食品の販売等、法令等に届出等の定めがあるものは申請者が責任をもって対応します。
- 使用許可書に記載のホール・会議室等以外の場所(共用部分含む)での販売は行いません。
- 販売行為により主催者に利益が上がる場合は、施設利用料について割増料金を適用することに同意します。
- 次のような利用内容に該当しません。
 - ・犯罪行為または犯罪行為を助長する等のおそれがある場合わいせつ物、危険物の持ち込みなど、公安又は風俗を害するおそれがある場合
 - ・本申告に係る物品に瑕疵があること、その他原因によって、当該物品の販売契約について契約不適合責任が生じた場合、購入者に対する法的責任(返金措置・損害の賠償など)に応じるために必要な体制がとられていないと認められる場合
 - ・本申告に係る物品の販売行為等(勧誘のための行為を含む)が、消費者契約法、特定商取引に関する法律、その他の法令に違反するおそれがあると認められる場合

許可日	受付日
事務局長	主任

物品販売（物販）を検討されている方へ

令和6年1月より、施設内の物販について標準ルールを適用し、大阪市立住吉区民センターでも運用することになりました。

ご利用の皆さまには、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

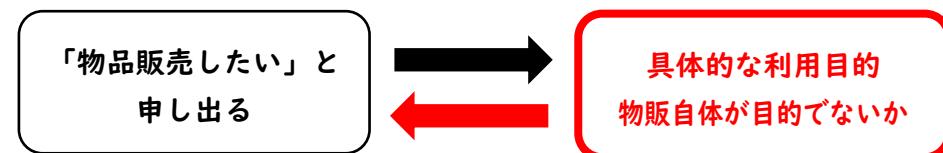
当センターにて物品販売を検討されている場合は、利用日の1ヶ月前までに物品販売申告書の提出が必要となりますので、あらかじめ施設担当者にご相談ください。

なお、利用日1ヶ月を過ぎますと受付いたしませんのでご注意ください。

まずは「施設内で物販をしたい」とご連絡ください。具体的な利用目的を確認させていただきます

原則

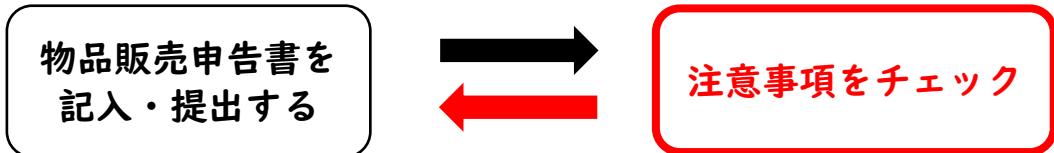
- i. 物販そのものが目的の利用は認めず、イベントに関連する物販に限り認める
- ii. 販売内容を事前に確認するため、**物品販売申告書の提出を求める**
- iii. **保険・投資・リフォーム関係の販売/契約（販促/勧誘含む）**は、消費者保護の観点から認めない



- ① イベントに関連する物販に限り認めることができます。
物販そのものが目的（物販なしには成立しない）の利用や、保険・投資・リフォーム関連の物販はお断りさせていただきます。

物販そのものが目的の場合／保険・投資・リフォーム関連の販売/契約（販促/勧誘含む）は一律にお断り

- ② 内容を確認させていただきましたら、物品販売申告書を記入・提出いただきます。その際、全ての注意事項に同意いただいたうえで□にチェックいただき受けします。
請書を提出いただきましたら（窓口であれば）コピーをお返しします。
この時点ではまだ許可されません。



- ③ 申請の結果は1週間以内に原則電話にてお伝えします。許可する場合は、
当日、物品販売申告書のコピー（許可印つき）をお渡しします。